

# 筆岡地区防災計画



筆岡地区連合自治会  
筆岡地区自主防災会

# 筆岡地区自主防災計画

## 1. 目的

この計画は、筆岡地区自主防災会の防災活動に必要な事項を定め、地震その他の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

## 2. 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 自主防災会の規約並びに組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 災害危険の把握に関すること。
- (4) 防災訓練に関すること。
- (5) 情報の収集伝達に関すること。
- (6) 避難誘導・避難者管理に関すること。
- (7) 出火防止、初期消火に関すること。
- (8) 救出・救護・衛生に関すること。
- (9) 食料・給水・物資に関すること。
- (10) 災害弱者対策に関すること。
- (11) 他組織との連携に関すること。
- (12) 防災資機材の備蓄及び施設等の管理に関すること。

### 3. 自主防災組織の編成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、また、平常時の活動をより円滑に行うため防災組織を編成する。

### 4. 防災知識の普及・啓発

地域住民の防災意識を高揚するため、次の防災知識の普及・啓発を行う。

#### (1) 普及・啓発事項

- ①防災組織及び防災計画に関すること。
- ②地震、火災、水災等についての知識に関すること。
- ③各家庭における防災上の留意事項に関すること。
- ④地震発災後 7 2 時間における活動の重要性に関すること。
- ⑤食料等を 3 日分確保することの重要性に関すること。
- ⑥その他防災に関すること。

#### (2) 普及・啓発の方法

- ①広報誌、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布
- ②座談会、講演会、映画会等の開催
- ③パネル等の展示

#### (3) 実施時期

火災予防運動期間、防災の日等防災関係諸行事の行われる時期など、他の催し物に付随する形式で随時実施する。



## 5. 地域の災害危険の把握

災害予防に資するため、次により地域固有の防災問題に関する把握を行う。

### (1) 把握事項

- ①危険地域、区域等
- ②地域の防災施設、設備
- ③地域の災害履歴、災害に関する伝承
- ④大規模災害時の消防活動

### (2) 把握の方法

- ①地域防災計画
- ②座談会、講演会、研修会等の開催
- ③災害記録の編纂

## 6. 防災訓練

大地震等の災害の発生に備えて、情報の収集・伝達、消火、避難等が迅速かつ的確に行えるようにするため、次により防災訓練を実施する。

### (1) 訓練の種別

訓練は、個別訓練・総合訓練、体験イベント型訓練及び図上訓練とする。

### (2) 個別訓練の種類

- ①情報収集・伝達訓練
- ②消火訓練



③避難訓練、避難所開設・運営訓練

④救出・救護訓練

⑤給食・給水訓練

(3) 総合訓練

総合訓練は、2以上の個別訓練について総合的に行うものとする。

(4) 体験イベント型訓練として

防災を意識せずに災害対応能力を高めるために行うものとする。

(5) 図上訓練

実際の災害活動に備えるために行うものとする。

(6) 訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

(7) 訓練の時期及び回数

① 時期は、毎年関係部門と協議し決定する。

② 回数は、総合訓練を年1回以上とし、個別訓練等は随時に実施する。

## 7. 情報の収集・伝達

被害状況等を正確かつ迅速に把握し適切な応急措置をとるため、情報の収集・伝達を次により行う。

(1) 情報の収集・伝達

情報・広報班員は、地域内の災害情報、防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域内住民、防災関係機関等に伝達する。

## (2) 情報の収集・伝達の方法

情報の収集・伝達は、電話、テレビラジオ、有線放送、携帯無線機、伝令等による。

## 8. 避難

大地震等により、災害拡大に伴い地域住民の人命に危険が生じ、又は生じる恐れがあるきは、次により避難を行う。

### (1) 避難誘導の指示

善通寺市長の避難指示がでたとき又は、自主防災会会長が必要であると認めたときは、連合自治会会長と連携し、自主防災会会長は避難誘導・避難者管理班に対し避難誘導の指示を行う。

### (2) 避難誘導

避難誘導・避難者管理班員は、自主防災会会長の避難誘導の指示を受けた時は、住民を避難所等に誘導する。

### (3) 避難所の管理・運営

災害時における避難所管理・運営については、市の要請により協力する

ものとし、「避難所開設・運営マニュアル」を別途定める。

- ・ 緊急避難場所：筆岡小学校
- ・ 避難所：筆岡公民館

## 9. 出火防止及び初期消火

### (1) 出火防止

大地震時等においては、火災の発生が被害を大きくする主な原因であるので、出火防止の徹底を図るため、毎年9月1日を「防災の日」とし、各家庭においては、主として次の事項に重点をおいて点検整備を行うものとする。

- ① 火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓状況
- ② 可燃性危険物品等の保管状況
- ③ 消火器等消火資機材の整備状況
- ④ その他建物等の危険箇所の状況

### (2) 初期消火対策

地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火することができるようになるため、消火資機材を配備する。い

## 10. 救出・救護

### (1) 救出・救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出・救護を要する者が生じたときは、ただちに救出・救護活動を行う。この場合、現場付近の者は救出・救護活



動に積極的に協力する。

## (2) 医療機関への連絡

救護・衛生班員は、負傷者が医師の手当を要するものであると認めたときは、次の医療機関または防災関係機関の設置する応急救護所に搬送する。

①善通寺市中村町 前田病院

②

## (3) 防災関係機関の出動要請

救護・衛生班員は、防災関係機関による救出を必要とすると認めたときは、防災関係機関の出動を要請する。

# 11. 食料・給水・物資

避難地等における食料・給水・物資は、次により行う。

## (1) 給食の実施

食料・給水・物資班員は、市から配布された食料、地域内の家庭等から提供を受けた食料等の配分、炊き出し等により給食活動を行う。

## (2) 給水の実施

給食・給水・物資班員は、市から提供された飲料水、水道、井戸等により確保した飲料水により給水活動を行う。

# 12. 災害弱者対策

## (2) 災害弱者の避難誘導、救出・救護方法等の検討

災害弱者に対する円滑な避難誘導や効果的な救出・救護活動等について  
予め検討し訓練等に反映させるものとする。

## 13. 他組織との連携

防災訓練や災害時の応急活動については、他の自主防災組織や災害ボランティア団体等と連携を図るものとする。

## 14. 防災資機材等

防災資機材等の備蓄及び管理に関しては、次により行う。

### (1) 配備計画書

### (2) 定期点検

原則として、毎年9月第1日曜日を全資機材の点検日とする。

## 15. マイ・タイムラインの作成（自分の命は自分で守る）

住民又は世帯ごとに台風などの風水害に備えて、自ら考え、命を守るための行動を時系列に整理する。

### (1) 家庭内での連絡行動の手順及び体制

### (2) 避難袋の準備

### (3) 近所、自治会、民生委員、かかり付け医等への連絡手順

## 16. 添付資料

(1) 自主防災会規約

(2) 自主防災会組織図

執行役員

任務分担表

自治会長名簿

(3) 地域ハザードマップ

(4) 防災資機材配備計画書

資機材取得一覧表

(5) マイ・タイムライン作成シート

(6) 避難所開設運営委員会規約

(7) 避難所開設・運営マニュアル

(8) 避難所開設様式集

(9) 避難所開設シェルターシート集

以上

# 筆岡地区自主防災会規約

## (名称)

第1条 この会は、筆岡地区自主防災会（以下、「本会」という）と称する。

## (事務所の所在地)

第2条 本会の事務所は筆岡公民館（普通寺市弘田町288番地）に置く。

## (目的)

第3条 本会は、地域の防災意識の高揚を図るとともに、災害が発生した場合においては、応急対策の万全を期し被害の防止と軽減を図ることを目的とする。

## (事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及・啓発に関すること。
- (2) 災害発生時における情報収集・広報、救護・衛生、初期消火、避難誘導・避難者管理、食料・給水・物資等に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 防災資機材等の備蓄に関すること。
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

## (構成員)

第5条 本会は、筆岡地区連合自治会（以下、「自治会」という）に加入する会員及び本会の趣旨に賛同する非会員をもって構成する。

## (役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 防災委員 35名以内
- (4) 班長 10名以内
- (5) 会計 1名
- (6) 監査役 2名

2 前項の役員は、会員の互選をもって充てるものとし、会長が指名した者とする。

3 役員の任期は1年とする。但し、再任することができる。

## (役員の任務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を統括し、災害発生時における応急活動の指揮命令を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代行する。

3 防災委員は、本会の事業を中心となって推進する。また、会員の指導を行う。

4 班長は、担当班の任務を遂行する。

5 会計は、本会の会計事務を行う。

6 監事は、本会の会計を監査する。



(顧問)

第8条 本会に顧問をおくことができる。

2 顧問は総会の同意を得て会長が委嘱する。

(班)

第9条 本会は次に掲げる班を置き、それぞれ別表に定める任務を担当する。

- (1) 総務班
- (2) 情報・広報班
- (3) 施設管理・消火班
- (4) 避難誘導・避難者管理班
- (5) 食料・給水・物資班
- (6) 救護・衛生班

(会議)

第10条 本会に、総会及び役員会を置く。

2 総会は、連合自治会総会と併せて行う。ただし、特に必要がある場合は役員会を臨時に開催することができる。

3 総会は次の事項を審議する。

- (1) 防災計画の策定及び成果報告
- (2) 予算及び決算報告
- (3) 会則の改正
- (4) その他、会務運営に関する重要事項

4 役員会は、本会の運営について必要と認めるとき会長が招集する。

5 会議成立の定足数及び付議事項の採決は、出席者の過半数以上で決定する。

(災害対策本部)

第11条 会長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、必要に応じて災害対策本部を設置する事ができる。

(市当局等との連携)

第12条 本会の運営にあたっては、市当局及び防災機関等との連携を密にする。

(会計)

第13条 本会の運営に要する経費は、助成金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第14条 会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日とする。

(その他)

第15条 この会則に定めるものの他、本会の運営に関し必要な事項は、会長が役員会に諮り定める。

付則

この会則は、平成24年9月1日から施行する。

付則

この会則は、令和3年6月1日から施行する。

任 務 分 担 表

| 班 名 項 目     | 任 務                                                                                                                |                                                                                        |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
|             | 平 常 時                                                                                                              | 災 害 時                                                                                  |
| 総務班         | ① 防災に関する知識の情報収集、普及<br>② 組織の編成、連絡調整、連絡網の整備<br>③ 防災計画、避難所運営計画作成など<br>④ 防災訓練の実施<br>⑤ 防災備品の購入・管理<br>⑥ 避難行動要支援者名簿の確認と保管 | ① 筆岡地区災害対策本部の設置及び運営（公民館）<br>② 各地区との連絡調整<br>③ 普通寺市災害対策本部との連絡調整<br>④ 避難所設置・秩序維持及び各活動班の調整 |
| 情報・広報班      |                                                                                                                    | ① 普通寺市災害対策本部と連携し、筆岡地区避難所運営委員会の決定事項、生活支援情報等の収集及び広報<br>② 筆岡地区内の安否確認、被害状況をまとめて関係部門に報告する。  |
| 施設管理・消火班    | ① 防災備品の管理と使用技術の習得<br>② 火災予防活動の実施<br>③ 初期消火訓練の実施<br>④ 耐震化、家具の転倒防止の普及・防火広報                                           | ① 総務班と連携し、避難所の内部配置を行う<br>② 学校施設管理者と施設利用調整<br>③ 避難生活に必要な設備調達等の対応                        |
| 避難誘導・避難者管理班 | ① 要援護者の把握<br>② 避難場所、避難経路の周知<br>③ 避難所運営の周知                                                                          | ① 避難所の受付、避難者名簿作成、<br>② 避難者整理簿の作成、避難者の入退出管理<br>③ 避難行動要支援者の安否確認と対応                       |
| 食料・給水・物資班   | ① 地域内の井戸等の把握<br>② 家庭内の備蓄の普及<br>③ 非常持出し品準備の啓発<br>④ 炊出し訓練                                                            | ① 避難所の食料・給水・物資の調達・保管・配布<br>② 炊出し                                                       |
| 救護・衛生班      | ① 救出資材の確保と使用技術の習得<br>② 救出・病院への搬送訓練<br>③ A E D の設置場所確認と操作法習得                                                        | ① けが人の応急手当や緊急時の救急要請<br>② 医療機関との連携<br>③ 高齢者等、避難所での手助け、支援<br>④ ゴミ処理等の衛生管理（避難者への指示）       |

地震災害発生時の時系列活動

|      | 災害時の状況                                                                              | 自主防災組織の活動・役割                                                                                                   |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 発生前  |  | ○防災知識の普及<br>○防災訓練の実施<br>○災害危険箇所、災害時要援護者の把握等                                                                    |
| 直後   | ～災害発生直後～                                                                            | ○避難所運営委員（筆岡地区避難所運営者）集合、打合せ<br>○筆岡地区災害対策本部設置（公民館）<br>○避難所設置（筆岡小学校）                                              |
| 数時間後 | ※地域で救援活動に当たる人も含めて大部分の人が被害者であり、生命の危機・生活環境等の破壊に対し、自助と地域住民の共助が中心となる。                   | ○災害対策本部運営、避難所運営<br>○安否や被害についての情報収集<br>○傷者の手当・搬送<br>○住民の避難誘導活動<br>○災害時要援護者の避難支援<br>○食料、飲料水の調達<br>○炊き出し等の給食・給水活動 |
| 数日後  | 被害状況の確認と支援                                                                          | ○災害対策本部・避難所運営<br>○炊出し・給水活動<br>○安否や被害についての情報収集                                                                  |

災害対策本部：筆岡公民館

緊急避難場所：筆岡小学校（62-0706）収容人員137名

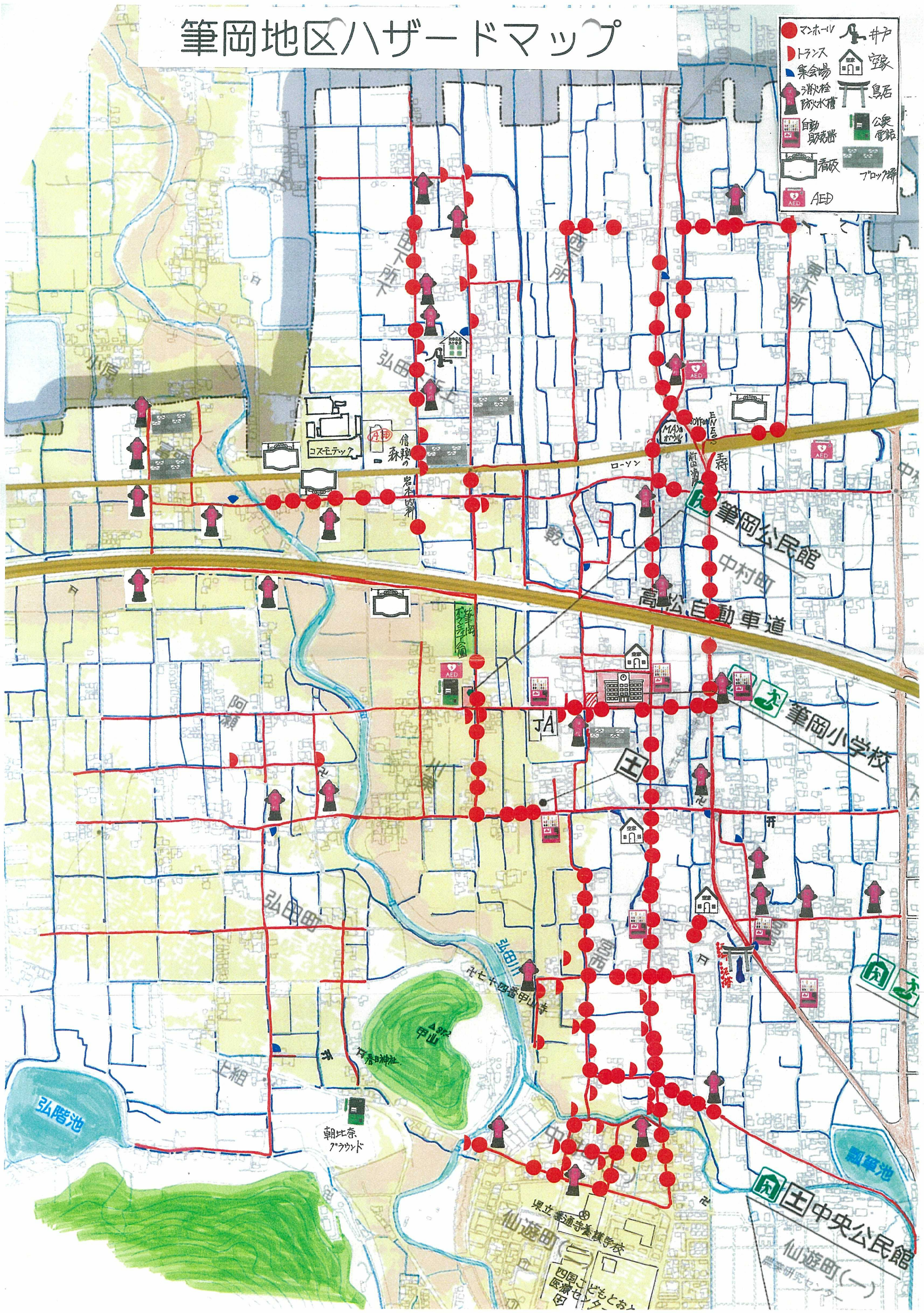
避難所：筆岡公民館（62-0603）収容人員 33名

市・災害対策本部：



# 筆岡地区ハザードマップ

- マンホール
- トランス
- 集会場
- 消火栓
- 防火水槽
- 自動販売機
- 看板
- AED
- 井戸
- 家
- 鳥居
- 公共電話
- ブロック塀





|                  |
|------------------|
| 街歩き(自宅から避難所への経路) |
|------------------|

注意をする所

役に立つもの

川、側溝

公衆電話

マンホール

消火栓

トランス

井戸

自動販売機

防火水槽

ブロック塀

A E D設置場所

空き家

自治会長宅

鳥居

民生委員宅

大型看板

集会場

病院



## 防災資機材配備計画書

| 区 分             | 品 名                                   |
|-----------------|---------------------------------------|
| 情報収集・伝達用        | ハンドマイク、メガホン、携帯用無線機・受令機、携帯用ラジオ、        |
|                 | 携帯電話機用充電器、腕章、デジタル無線機等                 |
|                 |                                       |
| 初期消火用           | 消火器、水バケツ、砂袋、街頭用消火器、可搬式小型動力ポンプ一式、      |
|                 | 防火衣・ヘルメット、とび口等                        |
|                 |                                       |
| 水 防 用           | 救命ボート、救命胴衣、防雨シート、シャベル、ツルハシ、スコップ、      |
|                 | ロープ、かけや、くい、土のう袋、鎌、バケツ等                |
|                 |                                       |
| 救 出 用           | バール、はしご、のこぎり、金槌、スコップ、なた、ジャッキ、ペンチ、ハンマー |
|                 | 斧、一輪車、鉄パイプ、角材、防塵マスク、防塵メガネ、チェーンソー等     |
|                 |                                       |
| 救 護 用           | 担架、救急セット、テント、毛布、シート、組立式シャワー、簡易トイレ等    |
|                 |                                       |
| 避 難 用<br>給食・給水用 | 強力ライト、標旗、ロープ、ハンドマイク、警笛、標識版、警報器具、投光器   |
|                 | 発電機、燃料、間仕切テント、敷マット、コードリール、仮設トイレ等      |
|                 | 給食・給水用こんろ、給水タンク、ろ水機、炊飯装置、ガスボンベ、給水袋    |
|                 | 非常食、配膳用食器等                            |
| 訓 練 用           | 模擬消火訓練装置、訓練用消火器、心肺蘇生訓練用人形、視聴覚機器等      |
|                 |                                       |
| そ の 他           | 簡易収納庫、リヤカー、ビニールシート、会議机、倉庫等            |

2023.04.01

## 筆岡自主防災資機材・備蓄品リスト

2023年7月現在

筆岡小学校体育館

[illegible]



## 筆岡自主防災資機材・備蓄品リスト

2023年7月現在

## ボランティア公園園

[illegible]

## 筆岡自主防災資機材・備蓄品リスト

2023年7月現在

公民館防災倉庫

[illegible]



# 筆岡自主防災資機材・備蓄品リスト

2023年7月現在

## 第7分団屯所

| 品 目       | 細 目       | 数 量   | 備 考     |
|-----------|-----------|-------|---------|
| チェーンソー    |           | 1 台   |         |
| エンジンカッター  |           | 1 台   |         |
| ヘルメット     |           | 30 個  |         |
| ガソリン携行缶   | 20ℓ ステンレス | 1 個   |         |
| ガソリン携行缶   | 20ℓ スチール  | 1 個   |         |
| カセットガス    | CB缶       | 24 本  |         |
| 水消火器      | YTS-3     | 3 本   |         |
| 消火器       | VM10ALA2  | 4 本   |         |
| 消火器       | FM1000X   | 1 本   |         |
| バケツ       | スチール      | 9 個   |         |
| 防災用マルチルーム | オガワ       | 1 張   |         |
| 鋸         |           | 2 本   |         |
| 金槌        |           | 1 本   |         |
| テーブル      |           | 29 台  |         |
| 丸椅子 (古)   | 緑         | 36 脚  |         |
| 丸椅子 (新)   | 黒         | 150 脚 |         |
| 救急箱       |           | 2 個   | 使用期限要確認 |
| 医薬品       |           | 1 箱   | 使用期限要確認 |
| 土のう       |           | 80 枚  |         |
| 非常用毛布     |           | 10 枚  | 開封済み    |
| 担架        | 2つ折り      | 3 台   |         |
| 竹竿        | 担架用       | 10 本  |         |
| 物干し竿      | 担架用       | 4 本   |         |
| 作業着       | 担架用       | 5 着   |         |
| 三角巾       |           | 27 枚  |         |
| ポータブルトイレ  | 自動ラップ式    | 1 台   |         |
| シルバーシート   | 5.2m×5.2m | 1 枚   |         |
| 防災グッズ     | 展示用       | 1 式   |         |
| 多機能防災ラジオ  |           | 3 個   |         |
|           |           |       |         |
|           |           |       |         |
|           |           |       |         |
|           |           |       |         |
|           |           |       |         |





# マイ・タイムライン作成シート

大規模な水害を想定し、事前に計画をたてておくことで適切な防災行動に繋げることができます！！

●作成する前に  
自分の地域を確認  
しましょう！

### ハザードマップでチェック

あなたの住んでいる地域は？

☐ 洪水浸水 想定区域 ☐ 土砂災害 警戒区域

住んでいる場所の洪水浸水深は？

[ 川、 m ]

### 家庭の状況のチェック

避難に支援を必要とする人  
(高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦など)

☐ 無 ☐ 有

ペット

☐ 無 ☐ 有

### 避難行動の検討【目安】

内 土 洪  
水 砂 水  
災 災 災  
害 害 害  
警 警 警  
戒 戒 戒  
区 区 区  
域 域 域

いいえ → はい → はい → はい → はい

・建物が高丈  
・2階建て以上の建物

ハザードマップの最大浸水深等を考慮すると、垂直避難で安全が確保できる。

屋内待機

垂直避難  
(建物内の2階以上)

水平避難  
(避難所等)

【注意事項】あくまで、避難方法検討の目安です。浸水想定区域外でも浸水する場合や、想定される浸水深を上回る場合もあります。土砂災害警戒区域でも同様です。屋内待機や垂直避難と判断した場合でも安全とは限りません。水平避難を想定した準備をしましょう。

## [ マイ・タイムライン ]

※緊急安全確保は、地域の状況に応じて 発令される情報であり、必ず発令されるものではありません。

| 警戒レベル                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | レベル1                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | レベル2                                                                                                                                                                   | レベル3<br>(危険な場所から)<br>高齢者等は避難 | レベル4<br>(危険な場所から)<br>全員避難                                      | レベル5<br>災害発生                                                                                                                                   |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|----------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 行政からの情報 等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                        | ●高齢者等避難                      | ●避難指示                                                          | ●緊急安全確保※                                                                                                                                       |
| 警戒レベル相当情報 等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | ●大雨注意報、洪水注意報等                                                                                                                                                          | ●氾濫警戒情報<br>大雨警戒・洪水警報 等       | ●氾濫危険情報<br>土砂災害警戒情報 等                                          | ●氾濫発生情報<br>大雨特別警報 等                                                                                                                            |
| 基本的事項<br>(全ての避難行動に共通する事項)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p><input type="checkbox"/> 天気予報を確認</p> <p><input type="checkbox"/> 家の点検・補強</p> <p><input type="checkbox"/> 非常持出し品や備蓄品※の確認</p> <p>※停電に備えた懐中電灯や水・食料など</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p><input type="checkbox"/> 備蓄品等が水浸ししないように安全な場所に置く</p> <p><input type="checkbox"/> 避難場所・開設状況の確認 (市HPや防災情報Eメール)</p> </div> </div> |                                                                                                                                                                        |                              |                                                                |                                                                                                                                                |
| 行動の目安                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 避難に支援を必要とする方                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | <input type="checkbox"/> 家族やケアマネージャー等支援者を交えて避難手段やタイミング等の確認                                                                                                             |                              | <input type="checkbox"/> 避難開始<br>避難に時間を要する方は、危険な場所から(お住まいの方)避難 | <div style="border: 2px solid yellow; padding: 10px; text-align: center;"> <p>⚠ 屋外行動の禁止</p> <p>⚠ 屋内の安全な場所への避難</p> <p>⚠ 命を守る最善の行動をとる</p> </div> |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | ペットとともに避難する方                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | <input type="checkbox"/> 知人、ペットホテル等の一時預け先への確認<br><input type="checkbox"/> 避難手段、タイミング等の確認 <input type="checkbox"/> 必要に応じて移動手段を検討 <input type="checkbox"/> ペットをケージに入れて避難 |                              |                                                                |                                                                                                                                                |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 災害想定区域外の家族、親戚、ホテル等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | <input type="checkbox"/> 避難する相手先と連絡をとる、ホテルを予約する<br><input type="checkbox"/> 避難手段を確認                                                                                    |                              |                                                                |                                                                                                                                                |
| <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <h3>わたしの計画</h3> <p>上記のチェック項目を参考に個人のタイムラインを記載しましょう！！</p> <p>最寄りの指定避難先①: <u>華岡小学校</u></p> <p>時間: 避難先①まで 分</p> <p>避難方法①: <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 車 その他( )</p> <p>最寄りの指定避難先②: <u>華岡公民館</u></p> <p>時間: 避難先②まで 分</p> <p>避難方法②: <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 車 その他( )</p> </div> <div style="width: 50%; text-align: right;"> </div> </div> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                        |                              |                                                                |                                                                                                                                                |



## 筆岡地区避難所運営委員会規約

### (目的)

第1条 自主的で円滑な避難所の運営が行われることを目的として、避難所運営委員会(以下「委員会」という)を設置する。

### (構成員)

第2条 委員会の構成員は、次のとおりとする。

- (1) 自治会の役員
- (2) 自主防災会の役員
- (3) 避難者で編成する代表者
- (4) 行政担当者
- (5) 施設管理職員

2 委員会で承認されたときは、上記構成員以外のものも、委員会に出席し意見を述べることができる。

### (役員)

第3条 委員会には、次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長1名
- (3) 各活動班長1名
- (4) 各居住組長1名

2 会長は委員会の業務を総括し、副会長は会長を補佐する。

### (任務)

第4条 委員会は避難所の運営に必要な事項を協議する。

2 委員会は、毎日、午前9時と午後3時に定例会議を行うこととする。

3 委員会は、具体的な業務を執行するために、総務班、避難者管理班、情報・広報班、食料・給水・物資班、救護班、衛生班、施設管理班、避難者で編成する居住組、及びその他必要となる班を設置する。

### (廃止)

第5条 委員会は、電気、水道等のライフライン復旧時を目途とする避難所閉鎖の日に廃止する。

### (総務班の業務)

第6条 総務班は、委員会の事務局として善通寺市災害対策本部

(以下「災害対策本部」という。)との連絡、避難所の内部配置、避難所内の秩序維持及び各活動班の調整に関する業務を行う。  
また、ボランティアの支援が開始されたならば、ボランティアの受け入れ及び管理を行う。

(施設管理班の業務)

第7条 施設管理班は、総務班と連携して避難所の内部配置を行う。  
また、施設管理者と避難所施設の利用を調整し、避難生活に必要な設備の調達・管理、危険箇所への対応等必要な業務を行う。

(避難者管理班の業務)

第8条 避難者管理班は、避難所の受付、避難者名簿の作成、避難者整理簿の作成及び避難者の入所や退所の管理に関する業務を行う。

(情報・広報班の業務)

第9条 情報・広報班は、災害対策本部と連携し、委員会の決定事項、生活支援情報等の収集及び広報に関する業務を行う。また、避難所への安否確認の窓口業務及び避難者への郵便物の取り次ぎを行う。

(食料・給水・物資班の業務)

第10条 食料・給水・物資班は、避難所の食料・給水・物資の調達、保管及び配布に関する業務を行う。

(救護・衛生班の業務)

第11条 救護・衛生班は、けが人の応急手当や緊急時の救急要請を行う。更に高齢者や障害者、妊産婦や乳幼児、外国人など、避難所で手助けが必要な方への支援に関する業務を行う。  
また、清掃・ゴミ処理、防疫、ペット、トイレ等に関する業務を行う。

(その他)

第12条 この規約に定めのない事項については、委員会で協議して決定するものとする。

付則

この規約は、令和5年6月1日から施行する。